

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農地整備課

| | | | | | | | |
|------|---|-------|------|-------|-------------|-------|------------------------|
| 法令名 | 海岸法（農地海岸） | | | 法令番号 | 昭和31年法律101号 | | |
| 手続名 | 海岸保全区域の制限行為の許可 | | | 根拠条項 | 海岸法第8条第1項 | | |
| 審査基準 | <p>海岸保全区域における制限行為に対する許可</p> <p>農地海岸保全区域において、海岸法第8条に掲げる制限行為について許可を与える場合には、海岸法の趣旨を踏まえ、下記要件を満たす場合に許可する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼさないこと ・ 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼさないこと ・ 工作物を設置する場合は、安全な構造であること ・ その他海岸の保全に著しい支障を及ぼさないこと ・ 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと | | | | | | |
| | 受付機関 | 農林事務所 | 処理機関 | 農林事務所 | 交付機関 | 農林事務所 | 標準処理期間 30日 標準経由期間 日 |